

令和6年度 水質検査計画



写 真：二子送水ポンプ場

珠洲市水道事業

目 次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水及び浄水の状況
4. 定期の水質検査（検査地点、検査項目及び検査回数）
5. 臨時の水質検査
6. 水質検査方法
7. 水質検査計画及び検査結果の情報提供
8. 水質検査の精度及び信頼性保証
9. 水質検査結果の評価と対応
10. 関係者との連携

1. 基本方針

本計画は、供給水が水道水質基準に適合しており、安全であることを確認するために行う水質検査として、主に水道法施行規則第 15 条の規定に基づく「定期及び臨時の水質検査」に係る内容を示すもので、その基本的な方針は次のとおりです。

(1) 検査地点

水質基準が適用される原水及び浄水とします。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目（参考 1）のほか、水質管理上、検査結果を把握することが望ましいとされている水質管理目標設定項目（参考 2）及び、より安全で良質な水道水を供給するために本市が独自に行う水質項目（以下「その他項目（独自項目）」といいます。）とします。

（参考 1）水質基準項目

「水道基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）」に規定する項目で、水道水の飲用に係る安全性及び水道水の利用上や機能上の障害を考慮した 51 項目について、それぞれ基準値が設定されています。

（参考 2）水質管理目標設定項目

厚生労働省通知により、「浄水中に一定の検出実績はあるが、毒性の評価が暫定的であるため水質基準とされなかったもの、または、現在まで浄水中では水質基準とする必要があるような濃度で検出されてはいないが、今後、当該濃度を超えて浄水中で検出される可能性があるもの等、水質管理上、留意すべきものである」として、示された項目で、27 項目（うち 1 項目は農薬で 115 成分）について目標値が設定されています。

(3) 検査回数

① 水質基準項目

ア. 毎日検査項目

水道法施行規則第 15 条第 1 項第 1 号に規定されている、色及び濁り並びに消毒の残留効果について、毎日検査を行います。

イ. 一部項目

水質基準項目のうち 11 項目について、毎月検査を行います。

ウ. 省略不可項目

水質基準項目のうち 27 項目について、年 4 回検査を行います。

エ. 全項目

水質基準項目 51 項目について、年 1 回検査を行います。

オ. 臭気物質項目

水質基準項目のうち2項目（ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール）について、年1回又は年5回検査を行います。

②水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目のうち20項目について、年1回検査を行います。

③その他項目（独自項目）

クリプトスポリジウム指標菌の検査を年4回、クリプトスポリジウムの検査を年1回行います。

2. 水道事業の概要

上水道事業

宝立浄水場系

浄水場名	宝立浄水場、若山浄水場
計画給水人口	15,700 人
給水人口	9,996 人（令和 4 年度実績）
施設能力	10,290 m ³ /日
日最大配水量	7,682 m ³ /日（令和 4 年度実績）
日平均配水量	3,986 m ³ /日（令和 4 年度実績）
水源	鵜飼川、若山川表流水
浄水方法	急速ろ過方式

折戸浄水場系

浄水場名	折戸浄水場
計画給水人口	390 人
給水人口	307 人（令和 4 年度実績）
施設能力	190 m ³ /日
日最大配水量	266 m ³ /日（令和 4 年度実績）
日平均配水量	99 m ³ /日（令和 4 年度実績）
水源	別又川表流水
浄水方法	急速ろ過方式

高屋浄水場系

浄水場名	高屋浄水場
計画給水人口	250 人
給水人口	100 人（令和 4 年度実績）
施設能力	90 m ³ /日
日最大配水量	78 m ³ /日（令和 4 年度実績）
日平均配水量	26 m ³ /日（令和 4 年度実績）
水源	高屋川表流水
浄水方法	急速ろ過方式

大谷浄水場系

浄水場名	大谷浄水場
計画給水人口	970 人
給水人口	431 人（令和 4 年度実績）
施設能力	410 m ³ /日
日最大配水量	268 m ³ /日（令和 4 年度実績）
日平均配水量	122 m ³ /日（令和 4 年度実績）
水源	角間川表流水
浄水方法	急速ろ過方式

清水浄水場系

浄水場名	清水浄水場
計画給水人口	290 人
給水人口	177 人（令和 4 年度実績）
施設能力	150 m ³ /日
日最大配水量	97 m ³ /日（令和 4 年度実績）
日平均配水量	47 m ³ /日（令和 4 年度実績）
水源	千谷川表流水
浄水方法	急速ろ過方式

3. 水道の原水及び浄水の状況

(1) 原水の状況

表流水を水源とし、各浄水場で浄水処理を行っています。各浄水場では、原水の状況を考慮し、適切な浄水処理及び水質管理に努めています。

(2) 浄水の状況

適切な浄水処理により、水道水質基準を十分に満たしています。今後も安全で安心できる水を供給するため、残留塩素の管理を徹底し、消毒副生成物の低減化に努めます。

4. 定期の水質検査（検査地点、検査項目及び検査回数）

定期の水質検査計画は次のとおりです。

- 別表-1 水質基準項目
- 別表-2 水質管理目標設定項目
- 別表-3 その他項目（独自項目）
- 別図-1 水質採水地点箇所図

5. 臨時の水質検査

次に掲げる事態が生じたときは、速やかに臨時の水質検査を行います。

なお、臨時の水質検査は、水質基準項目を主体とするほか、その異常事態に想定される項目について、その事態が終息し、供給水の安全性が確認されるまで行います。

ア. 水源の水質が著しく悪化したとき

（例：色、濁りの上昇やプランクトンの大量発生等）

イ. 水源に異常があったとき

（例：魚類等生物が多数斃死し浮上、原因不明の色、濁りの発生、異臭の発生等）

ウ. 水源付近、供給区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき

エ. 浄水処理過程において異常があったとき

オ. 送水管、配水管の大規模な工事、その他、水道施設（供給水）が著しく汚染されたおそれがあるとき

カ. 水道水の水質検査において、その検査結果が水質基準値あるいは水質管理目標設定項目の目標値を超過し、人の健康に影響あるいは水道水の利用に支障があると判断されたとき

6. 水質検査方法

(1) 試験方法

水質試験（検査）方法は、次に記載されている方法により行います。

- ・水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号[最終改正 令和 6 年 3 月 21 日厚生労働省告示第 99 号]、水質基準に係る検査方法）
- ・水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（厚生労働省健康局水道課長通知、平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号[最終改正 令和 6 年 3 月 21 日健生水発 0321 第 1～4 号]、水質管理目標設定項目に係る標準的な検査方法）
- ・上水試験方法（日本水道協会編）

(2) 検査実施主体

検査に関しては、全て水道法第 20 条第 3 項の規定による厚生労働大臣指定（登録）機関に委託して行います。

7. 水質検査計画及び検査結果の情報提供

(1) 水質検査計画

水質検査計画は、毎事業年度の開始前に策定し、珠洲市のホームページに掲載して公表します。

(2) 水質検査結果

水質検査計画に基づいて実施した供給水（浄水）の水質検査結果は、珠洲市のホームページに掲載して公表します。

8. 水質検査の精度及び信頼性保証

水質検査の測定値の信頼性を確保するため、委託先に対し厚生労働省や関係団体等が行う外部精度管理事業に積極的に参加するよう働きかけ、正確かつ精度の高い検査に留意しています。

9. 水質検査結果の評価と対応

水質検査結果の評価は、検査毎に行い、その検査結果が基準値を超えている場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を保持するために必要な対策を講じます。

また、実施した検査結果の評価によって、水質検査実施の見直しが必要と認められる場合は、次年度の水質検査計画の策定にあたって必要な見直しを行います。

なお、検査結果に異常が認められた場合は、原則として、再検査を行います。

10. 関係者との連携

(1) 水源における水質汚染事故等

水源における水質汚染事故が発生した場合は、河川管理者である石川県及び珠洲市関係機関との連携を図り、水質汚染事故の原因究明にあたるほか、必要に応じて浄水場での適正な処理を実施することにより安全な水道水の供給に努めます。

(2) 供給水における水質汚染事故等

供給水における水質汚染事故が発生した場合は、石川県関係機関との連携を図り、供給水による健康影響の発生予防や拡大防止に努め、必要な健康危機管理対策及び処置を講じます。

別表-1 水質基準項目

番号	検査項目	検査回数									
		原水					浄水				
		上水道					上水道				
		宝立	折戸	高屋	大谷	清水	宝立	折戸	高屋	大谷	清水
基1	一般細菌	1	1	1	1	1	12	12	12	12	12
基2	大腸菌	1	1	1	1	1	12	12	12	12	12
基3	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基4	水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基5	セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基6	鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基7	ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基8	六価クロム化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基9	亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	4	4	4	4	4
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1	1	1	1	1	4	4	4	4	4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	4	4	4	4	4
基12	フッ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基14	四塩化炭素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基15	1,4-ジオキサン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基17	ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基18	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基19	トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基20	ベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基21	塩素酸						4	4	4	4	4
基22	クロロ酢酸						4	4	4	4	4
基23	クロロホルム						4	4	4	4	4
基24	ジクロロ酢酸						4	4	4	4	4
基25	ジブロモクロロメタン						4	4	4	4	4
基26	臭素酸						4	4	4	4	4
基27	総トリハロメタン						4	4	4	4	4
基28	トリクロロ酢酸						4	4	4	4	4
基29	ブロモジクロロメタン						4	4	4	4	4
基30	ブロモホルム						4	4	4	4	4
基31	ホルムアルデヒド						4	4	4	4	4
基32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基33	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1	1	4	4	4	4	4
基34	鉄及びその化合物	1	1	1	1	1	12	12	12	12	12
基35	銅及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基36	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基37	マンガン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基38	塩化物イオン	1	1	1	1	1	12	12	12	12	12
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	1	12	12	12	12	12
基40	蒸発残留物	1	1	1	1	1	4	4	4	4	4
基41	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基42	ジェオスミン	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1
基43	2-メチルイソボルネオール	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1
基44	非イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基45	フェノール類	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1	1	1	1	1	12	12	12	12	12
基47	pH値	1	1	1	1	1	12	12	12	12	12
基48	味						12	12	12	12	12
基49	臭気	1	1	1	1	1	12	12	12	12	12
基50	色度	1	1	1	1	1	12	12	12	12	12
基51	濁度	1	1	1	1	1	12	12	12	12	12

別表-2 水質管理目標設定項目

番号	検査項目	検査回数									
		原水					浄水				
		上水道					上水道				
		宝立	折戸	高屋	大谷	清水	宝立	折戸	高屋	大谷	清水
管1	アンチモン及びその化合物	1	1	1	1	1					
管2	ウラン及びその化合物	1	1	1	1	1					
管3	ニッケル及びその化合物	1	1	1	1	1					
管9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	1	1	1	1					
管13	ジクロロアセトニトリル						1	1	1	1	1
管14	抱水クロラール						1	1	1	1	1
管15	農薬類(※別表-4参照)	1	1	1	1	1					
管18	マンガン及びその化合物	1	1	1	1	1					
管19	遊離炭酸	1	1	1	1	1					
管20	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	1	1	1					
管22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1	1	1	1	1					
管23	臭気強度(TON)	1	1	1	1	1					
管24	蒸発残留物	1	1	1	1	1					
管25	濁度	1	1	1	1	1					
管26	pH値	1	1	1	1	1					
管27	腐食性(ランゲリア指数)	1	1	1	1	1					
管28	従属栄養細菌	1	1	1	1	1					
管29	1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1					
管30	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1	1					
管31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	1	1	1	1	1					

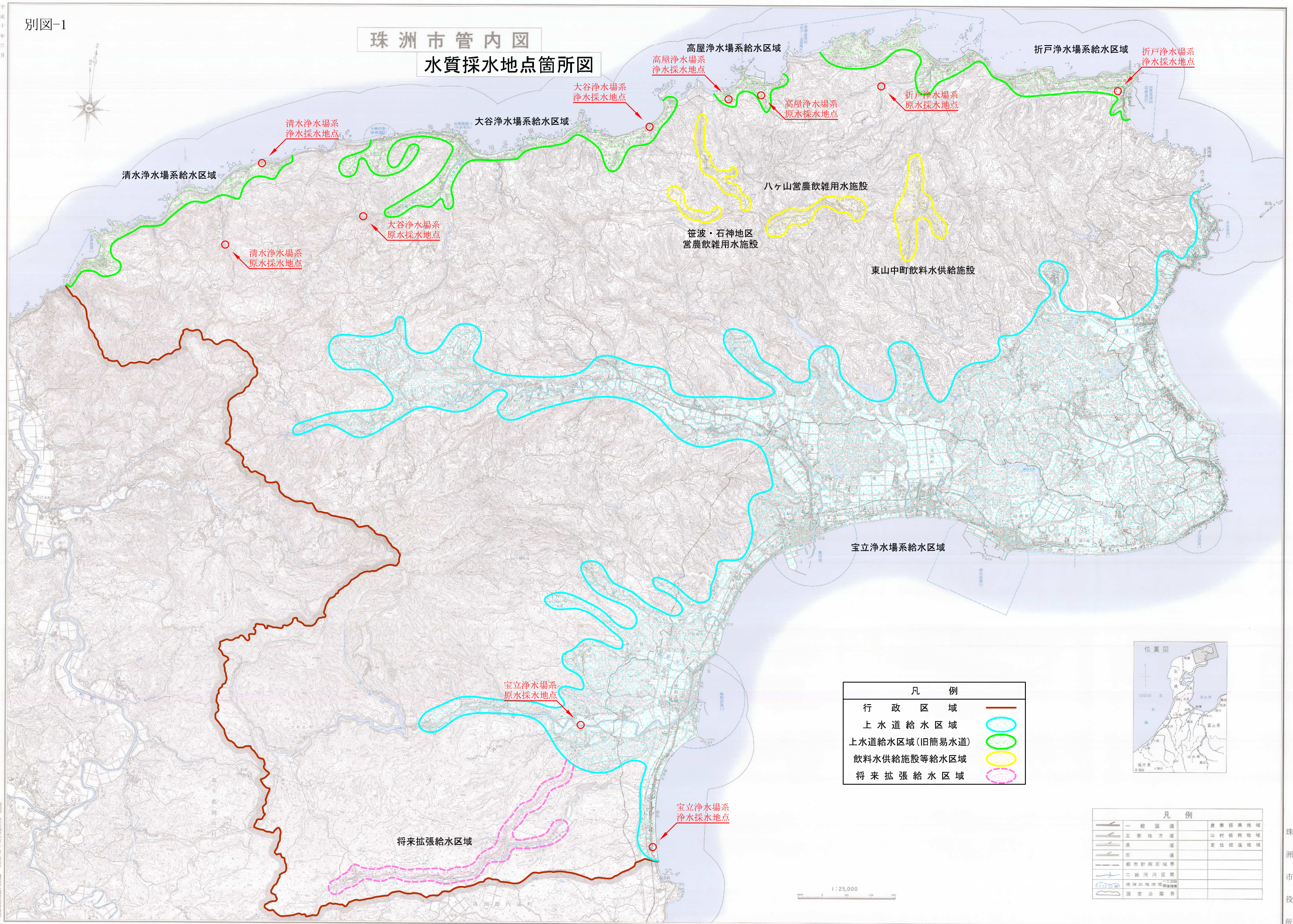
別表-3 その他項目(独自項目)

番号	検査項目	検査回数									
		原水					浄水				
		上水道					上水道				
		宝立	折戸	高屋	大谷	清水	宝立	折戸	高屋	大谷	清水
他1	クリプトスポリジウム指標菌	4	4	4	4	4					
他2	クリプトスポリジウム	1	1	1	1	1					

別表-4 農薬類

番号	農薬名	検査回数									
		原水					浄水				
		上水道					上水道				
		宝立	折戸	高屋	大谷	清水	宝立	折戸	高屋	大谷	清水
農21	エトフェンプロックス	1	1	1	1	1					
農39	クロロタロニル(TPN)	1	1	1	1	1					
農51	ジメタメトリン	1	1	1	1	1					
農53	シメトリン	1	1	1	1	1					
農54	ダイアジノン	1	1	1	1	1					
農66	トリシクラゾール	1	1	1	1	1					
農67	トリフルラリン	1	1	1	1	1					
農78	フェニトロチオン(MEP)	1	1	1	1	1					
農79	フェノブカルブ(BPMC)	1	1	1	1	1					
農82	フェントエート(PAP)	1	1	1	1	1					
農84	フサライド	1	1	1	1	1					
農86	ブタミホス	1	1	1	1	1					
農89	プレチラクロール	1	1	1	1	1					
農97	ペンシクロン	1	1	1	1	1					
農101	ペンディメタリン	1	1	1	1	1					
農109	メタラキシル	1	1	1	1	1					
農113	メフェナセット	1	1	1	1	1					

珠洲市管内図 水質採水地点箇所図



凡 例	
行政区域	— (Red line)
上水道給水区域	— (Cyan line)
上水道給水区域(旧簡易水道)	— (Green line)
飲料水供給施設等給水区域	— (Yellow line)
将来拡張給水区域	— (Pink line)



凡 例	
一般国道	農林拡張地域
主要地方道	山村振興地域
市道	定住促進地域
都市計画区域界	
二級河川区間	
港湾区域遊歩帯	
国定公園界	

1:25,000